

池田町耐震改修促進計画

平成20年3月 策定

平成24年4月 改訂

平成28年6月 改訂

令和3年3月 改訂

目 次

はじめに	
計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	1
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	2
2 人的被害の想定	3
3 建物被害の想定	4
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	4
（1）住宅の耐震化の現状	
（2）特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	9
3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	11
（1）町有施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 耐震化の課題	12
2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	12
（1）町民・事業者（建築物所有者）の役割	
（2）地域の役割	
（3）町・県の役割	
3 実施する事業の方針	13
（1）事業の考え方	
（2）実施する事業	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	14
（1）重点的に耐震化を図る地域	
（2）重点的に耐震化を図る建築物	
（3）より重点的に耐震化を図る建築物	
（4）地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道にある建築物	
（5）第3期計画における重点的な取り組み	
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	15
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 安心して耐震化が行える環境整備	16
（1）池田町建築物等耐震化促進事業	
（2）自治会等との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	17
（1）相談体制の整備	
（2）情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	19
（1）地震時の建築物の総合的な安全対策	
（2）地震に伴う宅地被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 所管行政庁との連携	20
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	
1 池田町が定める耐震改修促進計画	20
2 計画の推進体制	20

はじめに

計画の策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、池田町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「池田町耐震改修促進計画」という。）を平成20年3月に策定し、平成24年4月、平成28年6月と改訂し、今般、法改正や地震被害による新たな課題への対応を踏まえ、以下のとおり改訂を行った。

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」を踏まえ、岐阜県では、岐阜県震災対策検証委員会により、建築物の耐震化に関する提言が市町村並びに関係団体に示されたところであり、平成28年4月14日に発生した熊本地震においても、全壊、半壊を合わせ約42,000棟もの建築物被害が生じた状況を踏まえ、より一層の耐震化対策を講じる必要があると認識するところである。

よって、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題であるという認識に立って本計画の改訂を行うものであり、平成28年3月に示された国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」を踏まえ、引き続き耐震改修の促進を行う必要があるため、令和7年度までの5年間を計画期間とする改訂を行うものである。

改訂にあたっては、県が新たに平成29、30年度に調査公表した内陸直下地震による震度分布解析・被害想定調査結果を踏まえ、令和3年3月に策定した池田町強靱化計画や池田町地域防災計画との調和を図り、地震防災施策の一環として「池田町耐震改修促進計画」に位置づけるものである。

また、池田町では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs※）の特に目標11「住み続けられるまちづくりを」に関連して、令和2年3月に策定した池田町第六次総合計画において、「安心して暮らせるための計画的な土地利用の促進」を達成する方策の一つとして、「老朽化が進んでいる住宅への支援の継続」を位置づけるものであり、これらの視点も踏まえたうえで、取り組みを推進する。



※ Sustainable Development Goals の略

2015年の国際サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会の17の開発目標。

全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」並びに平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」に基づくものである。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

県は、平成23年度から平成24年度にかけて実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」において、県内において特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老―桑名―四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）について調査を実施され、これに加え、平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」において、前回調査では未実施であった断層等（揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震、長良川上流断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、阿寺断層帯地震、高山・大原断層帯地震）について調査をされたところであり、これにより池田町における被害想定について把握するところである。

表1-1では、南海トラフの巨大地震については、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱の揺れになり、岐阜・西濃圏域において液状化が発生する可能性が高いと予測している。また、養老―桑名―四日市断層帯地震では、更に大きな震度6強の揺れが予想され、液状化がより広域化すると想定され、池田町においても、池田山麓付近の液状化による土砂災害が懸念される。

表1-2では、池田町における各種地震による人的被害を想定しているが、特に養老―桑名―四日市断層帯地震では、死者数が100人を、負傷者が1,000人を超え、避難者数は5,300人を達すると想定しており、甚大な被害が懸念される。

表1-3の建物については、最大で全半壊、焼失の建物が4,906棟の発生を想定し、実に池田町の全棟数（6,770棟）の72%に被害が生じることとなる。

本町では平成19年度に「地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月、内閣府策定）」に基づき地震ハザードマップを作成したところであるが、微地形分類及びボーリング調査のデータ等を用いてより詳細な地震解析を行い、50mメッシュ区画の大きさで揺れ分布をマップに表示している。この解析では、南海トラフの巨大地震では最大震度5弱（5.13）、養老―桑名―四日市断層帯地震では最大震度6弱（6.05）と想定している。この地震ハザードマップを町民に広報し、特に古い木造住宅にお住まいの方には、耐震診断の受診と必要に応じて耐震補強工事を推進することとしている。

表 1-1 想定される地震の規模（池田町）

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL 値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.81（震度 6 弱）	30.40
養老-桑名-四日市断層帯地震	6.37（震度 6 強）	32.31
揖斐川-武儀川断層帯地震	5.88（震度 6 弱）	17.05
阿寺断層系地震	5.05（震度 5 強）	0.00
高山・大原断層帯地震	5.02（震度 5 強）	0.00
跡津川断層帯地震	5.15（震度 5 強）	0.00
長良川上流断層帯地震（北側）	5.24（震度 5 強）	0.00
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	4.89（震度 5 弱）	0.00

※ PL 値（液状化指数） PL 値>15：液状化の可能性が大 5 < PL 値 ≤ 15：液状化の可能性が中

※ 250 mメッシュによる解析

資料 3. 平成 23～24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

資料 4. 内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果について

資料 5. 各断層等の震度分布及び被害想定 資料 1

資料 6. 市町村別の最大震度・全壊棟数・死亡者・避難者数 資料 2

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表 1-2 のとおりである。ここでは最も人的被害が大きいと想定される冬の平日午前 5 時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）を記載する。

表 1-2 想定される人的被害（池田町）

（単位：人）

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震	3	6	121	10	1,141
養老-桑名-四日市断層帯地震	101	216	976	380	5,306
揖斐川-武儀川断層帯地震	22	48	455	84	2,121
阿寺断層系地震	0	0	5	0	17
高山・大原断層帯地震	0	0	3	0	12
跡津川断層帯地震	0	0	14	0	48
長良川上流断層帯地震（北側）	0	0	26	0	89
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	0	0	2	0	6

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

資料 3. 平成 23～24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

資料 7. 内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果 市町村別データ集 資料 3

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表1-3のとおりである。焼失棟数については、最も建物被害の大きい冬の午後6時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。住宅密集地において出火した場合、炎上出火の拡大による被害には注意が必要である。

※炎上出火：初期消火できなかった出火

表1-3 想定される建物被害（池田町）（単位：棟）

想定地震	建物被害（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	304	856	2
養老-桑名-四日市断層帯地震	1,874	3,004	28
揖斐川-武儀川断層帯地震	475	1,731	6
阿寺断層系地震	0	21	0
高山・大原断層帯地震	0	15	0
跡津川断層帯地震	0	61	0
長良川上流断層帯地震（北側）	0	111	0
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	0	8	0

資料 3. 平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

資料 7. 内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果 市町村別データ集 資料3

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画は、これ以降に着工された建築物を「**新基準建築物**」、これより以前に着工された建築物を「**旧基準建築物**」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「**建築物の耐震化**」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「**耐震化されている建築物**」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「**耐震性を満たしている建築物**」という。）又は耐震改修した建築物（以下「**耐震化した建築物**」という。）という。

この「**耐震化されている建築物**」の「**建築物の全数**」に対する割合を「**耐震化率**」という。

「**耐震性が不十分な建築物**」とは旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいう。

(1) 住宅の耐震化の現状

池田町内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数（池田町）

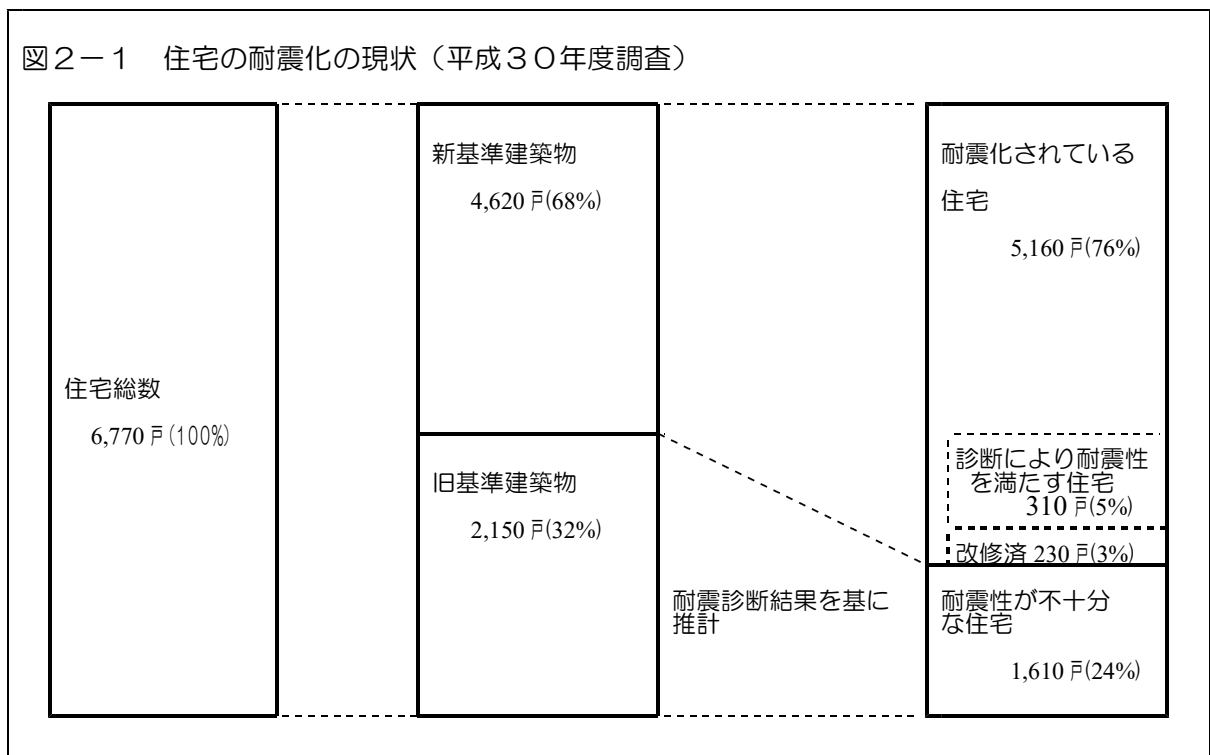
（単位：戸）

年代別住宅数 建築年		平成15年調査		平成20年調査		平成25年調査		平成30年調査	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧 基 準	昭和45年以前	1,580	24	1,760	23	1,220	16	890	13
	昭和46年～55年	1,240	19	1,140	15	1,480	20	1,260	19
	計	2,820	43	2,900	38	2,700	36	2,150	32
新 基 準	昭和56年～平成2年	1,370	21	1,000	13	1,180	16	1,130	17
	平成3年～12年	1,930	29	2,000	28	1,780	24	1,280	19
	平成13年～17年	420	6	960	13	720	10	520	8
	平成18年～22年	-	-	450	6	880	12	480	7
	平成23年～27年	-	-	-	-	110	1	470	7
	平成28年～30年9月							460	6
	不詳	30	1	180	2	80	1	280	4
	計	3,750	57	4,590	62	4,750	64	4,620	68
合計		6,570	100	7,490	100	7,450	100	6,770	100
耐震改修を行った住宅				160	2	130	2	230	3

「新基準建築物の住宅」は、4,620戸（約68%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は、平成30年の住宅・土地統計調査（総務省）等の推計数値により算出すると、230戸（約3%）、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については310戸（約5%）であることから、池田町内の住宅総数約6,770戸のうち5,160戸（約76%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。

資料1及び2. 平成30年住宅・土地統計調査（第171-4表・第166-3表）

図2-1 住宅の耐震化の現状（平成30年度調査）



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表2-2のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」とし、それぞれの耐震化の現状は、建築所有者に対して実施したアンケート調査等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表2-3 特定建築物の耐震化の現状

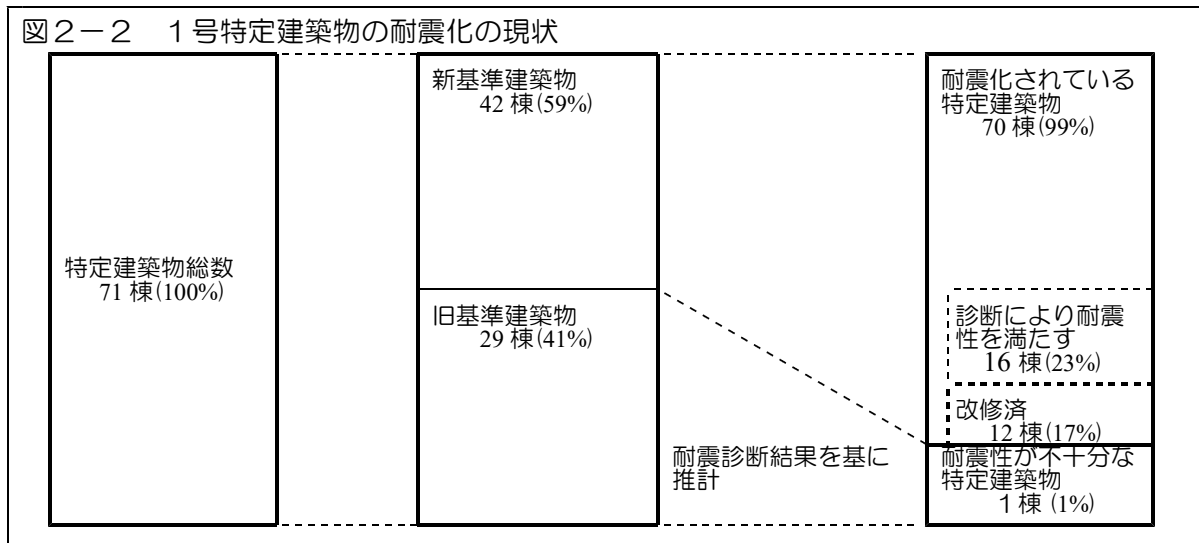
(単位：棟)

特定建築物の種類	耐震化の現状					耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済み D	耐震性を満たす E		
1号 多数の者が利用する建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等)	71	42	29	12	16	70	99
2号 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0	0	0	0	0	0	0
3号 地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	3	3	0	0	0	3	100

注) A～Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」42棟(59%)、「旧基準建築物」29棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が12棟(17%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が16棟(23%)であることから、「耐震化されている建築物」は70棟となり、池田町内の1号特定建築物総数71棟のうち99%が耐震化されていると推計できる。

3号特定建築物については、「新基準建築物」3棟あるが、「耐震化されている建築物」は3棟(100%)と推測している。



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるが、平成28年に発生した熊本地震においても、全壊、半壊、を合わせ約42,000棟もの建築物被害が生じていることから、より一層の耐震化対策を早急に講じる必要がある。

池田町民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの池田町の取り組み

平成14年度から木造住宅の耐震診断に対する補助を、また、平成16年度から耐震補強工事に対する補助を県と協働で実施し、耐震化の促進を図ってきた。

普及・啓発としては、町広報誌、池田町ホームページにこれら事業情報を載せたり、耐震普及ローラー作戦の実施、担当窓口「岐阜県木造住宅耐震相談士」名簿をにおいて随時窓口相談を受けたり、県や関係団体への照会などの対応をしてきた。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の第3期計画における目標

令和7年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日国土交通省告示第184号
最終改訂 平成30年12月21日国土交通省告示第1381号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

○住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

同研究会とりまとめ（令和2年5月）より抜粋

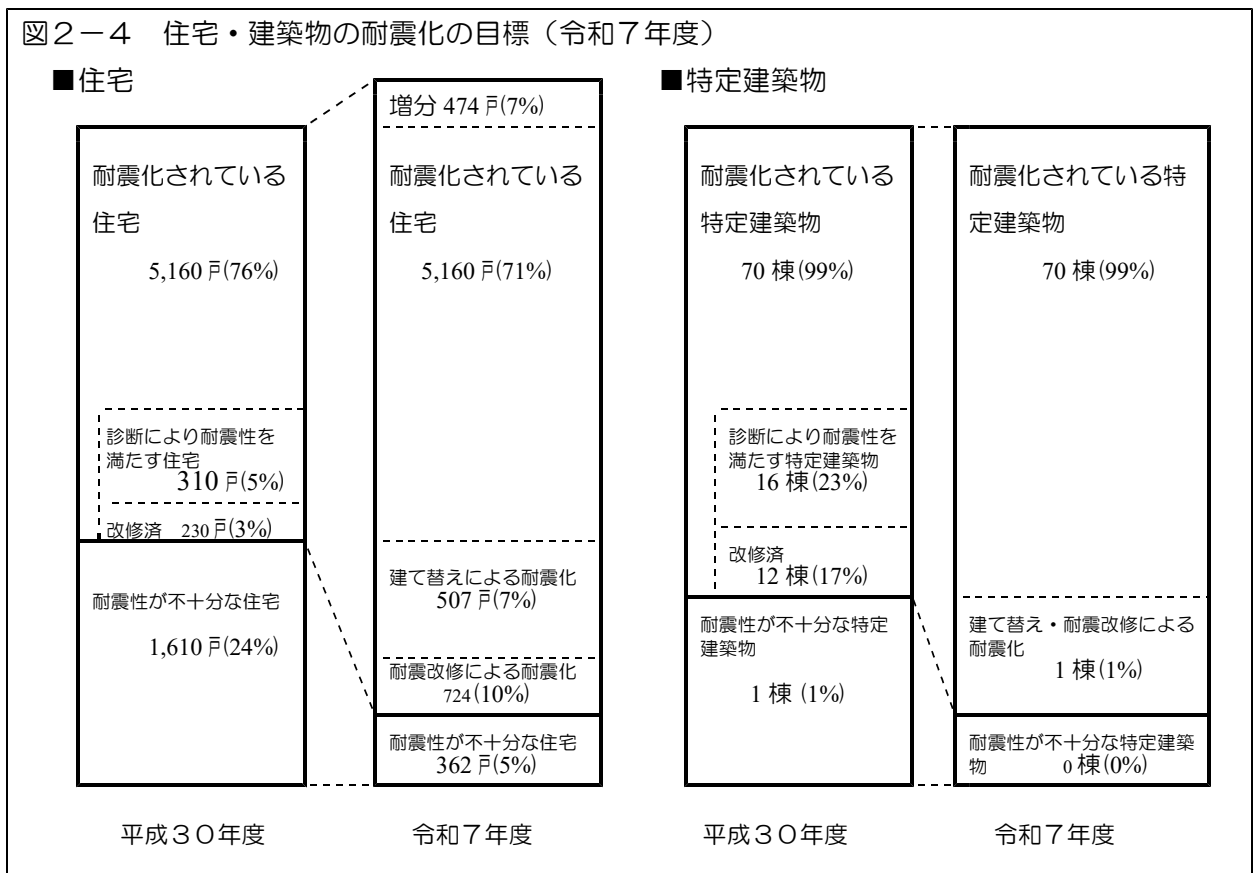
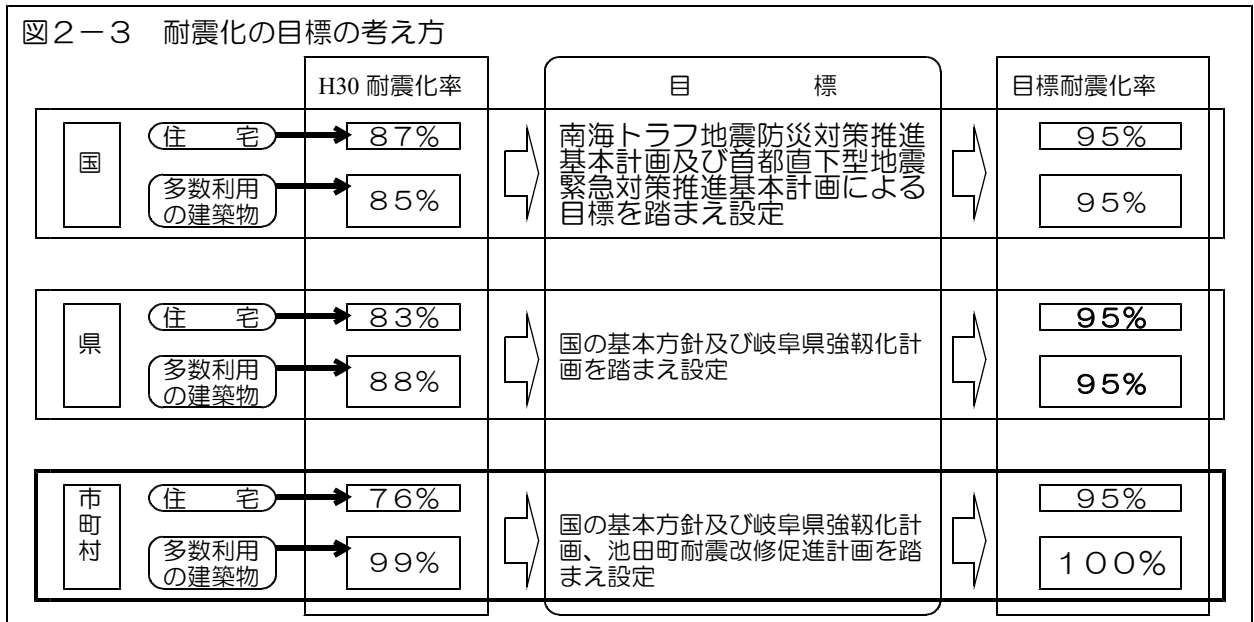
（住宅の耐震化率の目標）

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95% 令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの池田町の取り組み、県の強靱化計画の取り組みや国の動向を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の物が利用する建築物の耐震化率を令和7年度までに95%に近づくよう取り組んでいく。

耐震化率95%を達成するためには、平成30年から令和7年までの間に、住宅については1,610戸に対し、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策により一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査も参考にしながら見直しを行う。



[資料：住宅・土地統計調査（総務省）および特定建築物実態調査に基づく]

岐阜県都市建築部 建築指導課による推計]

3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設は被災後の応急対策活動の拠点として活用される。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

(1) 町有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、池田町と県で平成26年度に行った特定建築物の実態調査によると、表2-4のとおりである。

表2-4 町有特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化されている建築物		耐震化率 G=F/A
				耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E	
池田町有 特定建築物の種類						
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	33	14	19	12	7	100
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	2	2	0	0	0	100
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	0	0	0	0	0	0
計	35	16	19	12	7	100

[資料：平成26年度 特定建築物実態調査]

町有特定建築物については、「新基準建築物」が16棟（46%）、「旧基準建築物」19棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が12棟（34%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が7棟（20%）であることから、「耐震化されている建築物」は35棟となり、町有特定建築物総数35棟が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

町立小・中学校施設の耐震診断結果はすでに公表しており、その他の町有特定建築物についても、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行う必要がある。

ウ 耐震化の目標

町有特定建築物については、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、

建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、順次耐震化を進めていく。特に耐震化が必要な小中学校については、平成27年度までに耐震化が完了した。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- ・ 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・ 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・ 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- ・ 誰に頼んでいいかわからない。
- ・ 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・ 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・ 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- ・ 家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、池田町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に、防災倉庫の設置及び救援物資の備蓄、他の自治体や法人・団体との各種災害協定の締結など地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 町民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・ 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・ 町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 地域の役割

- ・自治会などで所有する地区公民館等集会所の耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。
- ・自治会などの行事において、所有する建築物の耐震診断や工事の必要性について理解を深め、地域が一体となって啓発活動を行うなど普及に努める。特に、避難経路の沿道に存在する建築物については、安全な避難経路の確保に向けて耐震診断、工事の実施を推進する。

(3) 町・県の役割

- ・町は、国の基本方針や本計画の内容を勘案し、池田町耐震改修促進計画を定める。
- ・町及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・町は、普及啓発重点地区を設定し、地域の特性に応じた過去の災害情報の提供をし、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に取り組む。
- ・町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・所管行政庁※である県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、費用の補助、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

※所管行政庁とは耐促法第2条に定める建築主事を置く市町村の長をいい、池田町は該当しない。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

新基準建築物についても、構造種別に応じた法改正、告示基準の制定がなされており、また耐震強度偽装問題に端を発した建築物の安全性の確保が求められている。国・県の動きに呼応し、町民の安全安心に向けた対策を推進し、さらなる建築物の安全性の確保に取り組む。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の効果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることに

より、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや池田町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

池田町は、南海トラフの巨大地震及び内陸直下型地震により多くの被害が想定されていることから、町内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、さらに3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(3) より重点的に耐震化を図る建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道にある建築物

大規模災害時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。又、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、池田町地域防災計画において、緊急輸送道路が指定している。この緊急輸送道路の沿道に存在する建築物については、災害応急対策の弊害となることがないように「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(5) 第3期計画における重点的な取り組み

これまでの計画期間内において、主に以下の観点により、耐震化施策を進めてきた。

- 耐震性を把握するための「耐震診断」に重点を置き、診断報告の義務づけや啓発、補助、戸別訪問によるローラー作戦を実施。

その結果、当初計画策定時に比べて、耐震性が不十分な住宅が44%から27%、建築物が17%から1%と減少した。第3期計画では、「耐震診断」から「耐震化」への取り組みの強化を図る。

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけでなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析のうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとする。

(1) 池田町建築物等耐震化促進事業

ア 池田町建築物等耐震化促進事業の概要 ^{※1}

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して県と共同して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、県と共同して池田町が行う耐震診断・耐震補強工事に対する補助事業に支援を行う。

《耐震診断》

平成14年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成18年度からは全ての建築物に補助対象を拡充し、平成20年度からは木造住宅について所有者負担を無料化し拡充した。

《耐震補強工事》

平成16年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成21年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成25年度からは当該要件を撤廃した。

イ 池田町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-2のとおりである。

表4-2 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H14	H15	H16	H17	H18	H19 ^{※1}	H20	H21	H22	H23
木造住宅耐震診断助成	0	1	5	1	2	1	12	11	18	34
木造住宅耐震補強工事助成	—	—	0	0	0	0	3	0	0	1

補助事業の種類	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
木造住宅耐震診断助成	18	8	9	4	5	10	8	2	2
木造住宅耐震補強工事助成	3	2	2	2	1	3	1	1	0

※1 「—」は事業を未実施

ウ 町民要望に対する的確な対応

東日本大震災や熊本地震など大地震が発生した直後には、町民の地震対策への関心は高まるものの、平穩化すると耐震診断等の件数が減少傾向となるため、平常時からさらなる啓発を行うとともに、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、町民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・町の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しや新規支援施策の創設、支援の拡充を行う。

(2) 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、避難経路沿道の建築物の状態確認など耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家の派遣や自主防災組織の育成、NPOとの連携など幅広い取り組みへの広がりも検討していくことが大切である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、「診断・改修に関する適切な知識を有すとともに身近で気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については町の担当窓口において閲覧できるようにし、いつでも問い合わせに対して対応ができるようにしている。

イ 建築相談窓口

地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口において、町民が気軽に相談ができるよう心がけ、情報提供など住民サービスの充実を図る。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談にに応じていることを踏まえ、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、これら団体の紹介など町民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町が開催する環境フェスタ等の催事において、耐震化の普及・啓発・各種相談に対応するため、専門家の派遣を手配し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から改修工事までの一貫したサポートを建設課で行い、住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、これまで県などが作成するパンフレットの窓口設置や町広報、インターネット等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も、県及び建築関係団体と連携して耐震化に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 町主催の説明会の開催

町主催の環境フェアや自治会単位等で開催される説明会・講習会等の機会を活用し、県からの講師派遣を手配し、耐震化に係る情報提供や相談会を行う。

また、防災訓練や町職員による出前講座などでの情報提供についても、積極的に取り組んでいく。

ウ 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は、地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震災害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

町は、このような地域の取り組み等を支援するにあたり、各種情報の提供や県から専門家の派遣等の必要な支援を行う。

エ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の公表が有効であり、平成19年度に地震ハザードマップを作成し、各世帯に配布している。また、町ホームページにおいても掲載している。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成20年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資する

よう、個別訪問やダイレクトメールによる耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

カ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけ耐震化を促す。

キ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

これまでに、自治会を単位に旧基準建築物の密集地を選定し、ローラー作戦による普及啓発を行ってきたが、これに加え、緊急輸送道路の沿道や被災時に孤立する可能性がある集落など、地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

ク 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるための小中学生や高校生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら、防災教育を行っていく。

ケ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については、被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者（管理者）に対し普及啓発を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災の被災状況を踏まえ、県は、平成 27 年度～ 30 年度に大規模盛土造成地調査（一次スクリーニング）を行い、町内 6 箇所の対象地が判明し、今後は、対象地の危険性の確認（二次スクリーニング）を検討し、対策を講じる。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国・県の技術検討を注視しつつ、県が公表する液状化危険度（PL 値）の活用や、過去の液状化の被災伝承など周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れがある地域や盛土造成地等における宅地被害の備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導・勧告又は命令等については、所管行政庁である県と十分に調整を図った上で行うことが必要である。県との連携を図りながら効果的な指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 池田町が定める耐震改修促進計画

南海トラフの巨大地震等の甚大な被害をもたらす大規模地震の発生が予測されるなか、住民の生命、安全を確保することは、重要かつ緊急的な課題であり、その施策の一つとして、住宅及び建築物の耐震化の促進が急務である。よって、岐阜県下全ての市町村において耐震改修促進計画を策定し、それぞれの地域の実情に応じた施策を講じるところである。

池田町の耐震改修促進計画の策定にあたっては、国の耐震化における基本方針と県の策定する岐阜県耐震改修促進計画の内容を踏まえつつ、住宅の耐震化の数値目標を定め、地域住民との連携や啓発活動、耐震化に向けた支援制度の活用等の施策について、パブリックコメントを実施し、町民から広く意見を伺いながら、より具体的かつ現実的で実行力のある計画の策定を図るものである。

2 計画の推進体制

県市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、建築物の耐震化を推進する。

池田町耐震改修促進計画

資料編

1. 平成30年住宅・土地統計調査 第171-4表
2. 平成30年住宅・土地統計調査 第166-3表
3. 平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 概要版
4. 内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果について
5. 各断層帯の震度分布及び被害想定 資料1
6. 市町村別の最大震度・全壊棟数・死者数・避難者数 資料2
7. 内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果 市町村別データ集 資料3
8. 2016（平成28年）熊本地震
9. 特定建築物一覧（1号・3号）